

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第3回定例会)

開会 令和元年6月12日(水)

閉会 令和元年6月12日(水)

午前9時00分

午前10時42分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	青少年育成課長	牧山 典康
	教育次長	大和 一哉	学校教育課長	木戸 みどり
	教育総括室長	村尾 政義	学校保健安全課長	中前 洋一
	参与	八橋 徹	学校給食課長	因幡 成人
	社会教育部長	上田 幹	特別支援教育課長	原田 綾女
	学事・学校改革部長	津田 哲司	学事課係長	足立 一博
	学校教育部長	佐々木 理	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総務課長	薩美 征夫	教育総務課係長	青木 威
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育人事課長	澤田 幸夫		
	学校施設計画課長	柏木 弘至		
	文化財課長	合田 茂伸		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<審議案件>

- 議案第18号 西宮市立青少年育成センター運営協議会委員委嘱の件 (青少年育成課)
- 議案第19号 西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 (学事課)
- 議案第20号 西宮市就学支援委員会委員の委嘱の件 (特別支援教育課)
- 議案第21号 西宮市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱及び委嘱の件 (学校保健安全課)
- 議案第22号 尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事に係る工事請負変更契約締結に関する意見決定の件 (学校施設計画課)
- 報告第8号 人事に関する件 (教育人事課)
- 報告第9号 学校医の解嘱及び委嘱の件 (学校施設計画課)
- 報告第10号 西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件 (学校保健安全課)
- 報告第11号 学校給食審議会委員の解嘱及び委嘱の件 (学校給食課)
- 報告第12号 令和元年度 西宮市一般会計補正予算(第1号)(6月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 (教育企画課)

<一般報告>

- 一般報告① 教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱の地区指定見直しについて [学校施設計画課]
- 一般報告② 児童・生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>それでは時間になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまより、令和元年度第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>議事録署名委員には、側垣委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、4 月の定例会、5 月の定例会及び臨時会について、議事録の承認を行います。議事録は既にお手元に送付し、確認いただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。それでは、承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局までお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。会議は公開が原則ですが、議案第 2 2 号、報告第 1 2 号、一般報告①は、市議会に付議する案件であり、現時点では公表されておりません。また、一般報告②は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>では、はじめに私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>5 月の 2 4 日、2 5 日に富山で全国都市教育長会がありまして、その中で文科省の方から今、全国でいろいろな課題になっていることについてと、これからの教育の進め方ということについての話がありました。その中で、幾らか西宮もかわるようなこともありますので、それについて、話をしたいと思います。</p> <p>一つは、子供を取り巻く状況というか、人間関係が中心になるんですけども、その中で、まず、全国的にいじめの問題については、数が同じように増えているということと、いじめの中身がかなり重篤になっているというようなことを言われました。自殺者の数も今までで最多で出ているということとして、いじめに対する対応をきちんとしていかなければいけないということと言われました。</p> <p>特に今、インターネットだとか、LINE だとかがあるのでなかなかいじめは表面的に見えにくくなっていることがあります。特に大きな問題は、いじめがあったときに、それを教師が察知した場合は、きちんと対応しなければいけな</p>

いのに、どうも担任のところなどで止まってしまっているような状況があるので、学校全体として取り組んでいじめの解決を図ってほしいということを国のほうからも言われました。

それに合わせて、いじめが起こったときの各教育委員会での対応として第三者委員会だとかを持っていますけれども、それについても適切に対応をお願いしたいということを書いてました。

ただ実際のところは、兵庫県内でも起こっている問題で、なかなかいじめについての対応は難しいのかなと思っていますので、西宮としてもいじめが起こったときは、いじめが起こったのが悪いんじゃないなくて、起こったことについてきちんと対応して、その解決を図るということが大事じゃないかなと思っています。いじめを隠すんじゃないなくて、いじめが起こったからこの学校は恥ずかしいんだというんじゃないなくて、どこでも起こることなので、起こるものだという前提で、起こった場合はきちんと対応するということをしていかなきゃいけないなと感じました。

それから、その次にあったのは児童虐待の問題で、これは幼児に多いのですが、小学校にもないわけではないと。中には中学校、高校の問題もあると。中には、児童虐待にあわせて中学校以上の女の子の場合は性的な虐待もあるというような話がありました。

特にあったのは、虐待の問題は当然、教育委員会もそうでしょうけれども、児童相談所等で対応しなきゃいけないんでしょうけれども、その中でも言われたのは、児童虐待はそこだけでは終わらないと。なぜかという、その子たちが大人になったとき、今度はその子たちから自分の子供に対して、同じようにDVが起こると。DVの連鎖をどこかで断ち切らないといけないので、やはりそのことにきちんと対応をしていかなきゃいけないということがあります。

今回、中核市と兵庫県との話があったわけですが、そのときもやはり児童相談所を、西宮市としてどうするのかということを書かれました。西宮市としては尼崎と連携し、西宮市には児童相談所がありますので、そことの連携を考えていくということと、市としても窓口を設けてきちんとやっていくという形で回答はしています。あわせてそのとき言われたのは、児童相談所の子供たちが避難する場所がないと。要するに保護する施設がもうほとんど満員の状態になっているということがあって、今後それをどうするのか。西宮の場合も青木町のところに児童相談所がありますが、そこも子供が避難する場所は全然足りないの、今後どうするか、県と市が連携してやっていかないといけないのかなということを書か

ました。それだけやはり、児童虐待は表には出てませんが、西宮でもかなりあるということですので、この対応は今後大事になるのかなということを考えています。

DVの先ほど言った連鎖の問題とあわせて、これが多分、体罰にもつながってるんじゃないかというようなことを言われました。

直接じゃなく、家庭の中でのDVが、そのまま体罰。ですから、よく私らも教員のころあったんですけど、例えば何かのときに先生が少し叱って、たたくんじゃないけど、手をぴゅっと上げたら、子供がかつと構えるということがある。ということは、家の中でも多分、たたかれたり何かあると感じます。要するに、たまたまそういう形をすともう、すぐに構える。ですから、体罰も合わせてどうするかという問題があるのかなということをおもいました。

もう一つ大きな問題は、やはり不登校の問題がありました。

この不登校の問題は、今、ひきこもりの問題が起こってまして、8050の課題という形で出てきてますけども、30歳から60歳ぐらいの間に61万人のひきこもりの大人がいると。どういうふうに対応するかということで、今回、その人たち、就職難であった人たちと合わせて、このひきこもりについても今後どう対応するかという課題があります。市としても今回、「あすなる学級」という形で、不登校に対する対応を図っていきますけども、今後は、不登校になることが悪いんじゃないくて、不登校になった子供たちが社会で自立できるような形で何らか支援をしていかなきゃいけないんじゃないかと思いました。

そういうことが、子供たちを取り巻く状況ということで、話があったので。兵庫県とか西宮だけの問題じゃなくて、全国的な問題じゃないかなというふうに思っています。

それから二つ目に、児童・生徒の実態という形で言われたのは、学力調査等いろいろやってますけども、やはり一番の課題は、言葉の課題が大きいというふうに言われてます。一つは語彙力で、文章を構成する力が非常に弱いと。ですから、簡単な「私は何々した。」というのは書くことはできるんですけども、少し長い文章になると、書いていることがよくわからないような文章しか書けないと。それと非常に語彙力が少ないということが、はっきりわかるというようなことを言われました。

中国などでは、同じ言葉を2回使わないように、一つの文章の中で例えば「行く」だったら、今度は「参る」とかいうふうに少しずつ言葉を変える。同じ言葉が何回も出てこないような形にとされています。子供たちがよく言う、「何かして、

楽しかった、おもしろかった。」じゃあ、どういうふうにおもしろかったのっていうと、「おもしろかった。」しか答えられないんじゃないか困る。そういうことがあるのかな。

それともう一つ、それとあわせて、読解力。今度は、人の文章を正確に読み取ることができないということがあるんじゃないかと言われてます。ですから、この語彙力と読解力を今後、子供たちにどうつけなきゃいけないかということが課題になるということで、これができないとコミュニケーションが取れなくなって、きちんと相手に自分の伝えたいことが伝わらない。逆にこっちもこういうの言いたいんだけど、自分の心の中にあるものが表現できないということになって、結局フラストレーションがたまったりだとか、行き違いが起こったりする。それから人間関係が非常に希薄になるという問題があるのではないかと。ですから、そのためにはどうするかということで、国語の教育と言いながらも、なかなかそんな簡単にいかないで、多分、読書と関係があるんじゃないかというようなことが今言われています。ただ単に本を読めばいいんじゃないかって、読まなきゃいけない本をしっかりと読んでほしい。俗に言う日本文学全集とか世界文学全集という名作。そういうのもきちんとやはり読む必要があるんじゃないかと。そういう本を読む、そういう本を紹介するということも今後必要になってくるんじゃないかというようなことも言われました。

それから同じように、児童・生徒にかかわる問題として今言われているのは、大学と中学校の間の高校教育のあり方が非常に問題になっている。それはなぜかという、今はもう高校教育が、大学に行くための単なる登竜門になってるんじゃないか。自分が大学受験で取る科目しか取らないという形になって、特に数学、理数が非常に取られなくなっていると。ですから、昔は理科だと生物をとって、物理・化学は難しいのでとらないというふうになってましたけど、最近逆になっていまして、生物は覚えることが多いので、物理・化学だったら法則さえ覚えたら理解できたらできるのでそのほうが楽だというようなことで、物理・化学をとる学生がふえてるんだそうです。理科が必要な場合は。生物を非常に取らなくなっているようなことを言われています。

高校教育のあり方を変えなきゃいけないんじゃないかということで、今、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、それからマセマティクスの頭文字で“STEM”、要するにSTEM教育をやらなきゃいけないんじゃないかというようなことを言われています。これを高校教育の中に入れていく。

さらに、日本としては、想像力だとかいうことで、アートも一緒に入れたらいい

んじゃないかということで、“STEAM”という形でアートが入ってきているのもあるし、または、スポーツの中でルールだとか、やり方だとか、そういう訓練の仕方だとかも入れたらいいんじゃないかということで、STEAMのSの前にもう1つSが入って“SSTEAM”という形の教育をやっていく必要があるというようなことも言われてます。高校教育の間から大きく変わっていきますので、そのことについて、ご理解いただきたいというようなことを言われました。

さらに、やはり言われたのはICT環境が非常に遅れていると。社会と学校と比べたら、学校のほうが先へ進んでいて、社会が後から追いかけてくる形だったんですけども、この20年間ぐらいの間にもう完全に逆転してて、家ではコンピュータがあり何もかもあるけど、学校ではいろんなコンピュータがない、そういうふうな時代になってきているので、ICT環境を整備しなきゃいけないということで、今回、国のほうも全ての子供たちに一人1台コンピュータをとっていることを言っています。ただ、すぐできないので、5年か10年ぐらいかけてやってしまうということなんでしょうけども、全部新品とはいかず、中古のコンピュータを扱うということも言われました。もう一つは要するに、それぞれの発達段階に応じて機能的に、もう最新のじゃなくてもいいから、順繰りに子供たちが使えるようなコンピュータでもいいんじゃないか。そうすると、安価に買えるということがあって、そういうのをもとにして整備をしていきたいというようなことを言われました。それが、児童・生徒の実態に関するものとして言われたことです。

さらに、教員の確保の問題について言われました。

最近、先生になる人が非常に少なくなっていると。特に、小学校の教員が不足しているということを言われてます。普通、競争で大体3倍以上の競争率があれば、まあまあで、兵庫県の場合、一応今は5倍ありますので大丈夫ですけども、新潟県が1.3倍しかなくて、全国で一番低いという状況になってます。そうすると、教員として受験者全部をとるわけにはいかない。不足分をとるわけにはいかないので、その分を、ある基準があって、それよりも下の点数しか取れなかったら採用しないという形になると、教員が不足してしまう。そうすると臨時でしか対応できないという状況になるので、それを今後どうするかという問題と、教員になぜなりたくないのかというのがある。親からの苦情などの対応をどうするかとか、仕事がめちゃくちゃ忙しくて、働き過ぎなどと言われているので、それに合わせて国としては、先生に授業と学級経営と生徒指導を中心にやってもらって、後はスクールカウンセラーだとか、ソーシャルワーカーだとか、違う人材を入れて対応するというのを考えてみたいと思います。教員をただ単にふやすんじゃない

青少年育成課長	<p>て、それぞれのやり方によってやるという、そういうことを考えて、国のほうは今後やっていくということなんですけども。</p> <p>もう一つの問題は、教員を養成する大学の養成課程が、特に小学校の場合は教育学部でしか小学校の免許はとれませんので、後は通信で取るしかない。そういう意味で言うと、その養成をかなり減らしたので、その分の影響が出てるのかなというようなことも言われてました。ただ、それは国の方針なので、国としてどうするかというのは、今後も考えていきたいということでもあります。</p> <p>それから最後に、地域の教育力が非常に低下しているので、今回、「開かれた教育課程」ということなんですけども、地域の教育力の問題もありますが、やはり家庭が 2 極化しているという問題があります。ある程度きちんと子供を育ててくれるところと、家庭自体が崩壊してしまって、子供たちを育てることがなかなかできなくなってる場所。そこにどういうふうにてこ入れをするか。それはもう学校ではできないので、地域だとかそれぞれの市などが、やってもらわないと困るということを言われました。それを今後どうするか。西宮としても 2 極化と言いながら、本当に西宮にもいろんな実態があるので、それに対してどう対応するかというのが、今後の課題となるのかなというようなことを思ってます。</p> <p>以上のことを今回、全国都市教育長会で報告としてありましたので、そのことを受けて、それぞれの教育長もやはり教育委員会としてどう対応するかなど、それから市長部局とどう連携するかという対応が非常に大事になるのかなということを言われました。</p> <p>最後に言われたのは、新しい教育委員会制度になっているので、やはり教育委員会の中は、教育委員さんと、私たち教育長も含めた教育委員会がきちんと全体を引っ張っていくような形で、きちんと対応をお願いしたいというようなことを言われましたので、こういう教育委員会の中で十分に話し合いをしながら、西宮教育を進めていく必要があるということを感じたところであります。</p> <p>私からは以上です。今、言ったことに何かご意見はありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。では今から、審議に入ります。</p> <p>なお、本日は傍聴者がお一人おられます。</p> <p>では、最初に議案第 18 号「西宮市立青少年育成センター運営協議会委員委嘱の件」を議題とします。青少年育成課長、お願いします。</p> <p>議案第 18 号「西宮市立青少年育成センター運営協議会委員委嘱の件」についてご説明申し上げます。</p>
---------	---

	<p>西宮市立青少年育成センター運営協議会は、西宮市立青少年育成センター条例第 5 条に規定する審議会でございます。今回、12 名の委員のうち、5 名を新たに委員に委嘱したいと考えております。うち、3 名は推薦団体内の人事異動等の都合等で改選が必要となり、残りの任期を務めていただく補欠委員、残り 2 名は任期満了により、新たに 2 年間の任期で委嘱する委員でございます。それぞれの団体より推薦をいただいております。</p> <p>別添 1 をご覧ください。今回補欠委員を推薦いただいているのが、「5」の西宮警察署、「6」甲子園警察署と「9」の中学校長会となっております。新たに 2 年間の委員をご推薦いただいているのが、「11」「12」の西宮市保護司会、西宮市子ども会協議会となっております。</p> <p>西宮警察署からは、生活安全第 2 課課長、一井奈美子氏。甲子園警察署からは、生活安全課課長、高瀬敬太氏。中学校長会からは、甲武中学校校長、飯干英典氏。西宮市保護司会からは、会長、高瀬京子氏。西宮市子ども会協議会からは、副会長、酒井繁晴氏。以上の 5 名が推薦されていますので、この方々に、新たに委員委嘱を行いたいと考えております、ご審議をお願いします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第 18 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第 19 号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。学事課係長、お願いします。</p>
学事課係長	<p>議案第 19 号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明いたします。</p> <p>本改正は、高校生対象の給付型奨学金（以降「高校奨学金」と申し上げます）の給付額の改定を行うものでございます。</p> <p>改定理由といたしましては、国の「高校生等奨学給付金」（以降、「奨学給付金」と申し上げます）と本市「高校奨学金」の支援内容が重複しているため、平成 2</p>

	<p>6 年度に国の制度が創設されて以降、総受取額に配慮し、「高校奨学金」を減額調整して給付を行っているものでございます。令和元年度につきましても、「奨学給付金」の一部階層での増額に合わせ、調整を行うものです。</p> <p>具体的には、市民税非課税世帯で国公立在学の第 1 子を、引き続き対象外とし、私立在学学生は月額 2, 8 0 0 円に変更いたします。</p> <p>また、両親の死別などで遺児となった生徒に対し、「高校奨学金」に加算して給付している「遺児給付金」につきましても、減額調整する必要があるため、市民税非課税世帯で、国公立在学者の第 1 子の給付額を月額 4, 2 0 0 円に変更いたします。施行は、公布の日からとし、6 月下旬に募集開始を予定しております。令和元年度「高校奨学金」から適用いたします。説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣委員	<p>減額になるとのことですが、総支給額というのは変わらないのでしょうか。詳しく理解できていないので、国の制度がどうなっているか教えてください。</p>
学事課係長	<p>国の「高校生等奨学給付金」というものが、平成 2 6 年度に創設されました。昨年度から今年度の変更でいいますと、特に市民税非課税世帯は、国から受ける「奨学給付金」が、国公立の高校生の第 1 子は年額の 8 万 8 0 0 円から 8 万 2, 7 0 0 円に増額され、私立の高校生は、年額 8 万 9, 0 0 0 円から年額 9 万 8, 5 0 0 円に今年度増額をされました。それによって、高校生の保護者の受け取っていた金額は昨年と変わらないように調整しております。もちろん損はしないようにはなっています。また、阪神間の各市は同じ給付の奨学金を、持っていない市もありますが、大体同様の形で調整をしていると聞いております。</p>
側垣委員	<p>逆に言うと、調整する必要はないのではと私は思いました。やはり色々と費用がかかるので、物価に応じて上がるということだったら、そのまま増えたほうがいいのではないかと思います。いかがですか。</p>
学事課係長	<p>いろいろなご意見があると思います。私も、そう思う面もありまして、当然たくさんのお金を受け取っていただいたほうが、保護者や高校へ通う子供が助かるというのは間違いないとは思いますが、平成 2 6 年度に教育委員会として、この形</p>

	<p>で調整させていただくということを、国の制度で奨学給付金ができるときに決定して毎年調整を行っておりますので、今年度調整を行わないことは難しいということがあります。それから、財政的な面もあると思いますし、後は他市との調整も必要になると思っております。</p>
学事・学校改革部長	<p>奨学金のご指摘の点も十分、理解できるものです。私どもとしては、他市の状況も確認をする中で、もともとの制度が発足してからの流れで動いてきたところです。ただこのことについては、やはりもう少し検討していく必要もあると思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。</p>
側垣委員	<p>ぜひ検討していただけたらと思います。</p>
重松教育長	<p>ということは逆に言えば、国の金額が下がったら、市でその分は補償することになる。</p>
側垣委員	<p>総額が変わらないように。</p>
重松教育長	<p>総額が変わらないということが、原則になる。</p>
側垣委員	<p>やはり家庭の事情でそういう家庭の子供たちが、金銭的な条件で進学が難しくなり、諦めるような状況があってはいけないし、教育の機会均等ということから言えば、そういうものを公的に保障してあげるということは、非常に重要なことだと思います。ぜひ前向きな検討課題としていただきたいです。</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。ほかには、ございませんか。 では、よろしくお願ひしたいと思います。 それでは採決に入ります。 議案第 19 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に、議案第 20 号「西宮市就学支援委員会委員の委嘱の件」を議題とします。</p>

特別支援教育課長	<p>特別支援教育課長、お願いします。</p> <p>議案第20号「西宮市就学支援委員会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、西宮市附属機関条例第44条に従い、任期満了により新たに委員を委嘱するためのものがございます。委嘱する委員につきましては、次ページをご覧ください。記載しているとおりでございます。</p> <p>学識経験者、医師については、昨年度と変更ございません。医師につきましては医師会の推薦、校園長につきましては各校園長会の役割に基づくものがございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。なければ採決に入ります。</p> <p>議案第20号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第21号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱及び委嘱の件」につきまして、お手元の資料議案第21号をご覧ください。</p> <p>西宮市いじめ防止等対策委員会委員につきまして、令和元年6月13日に委嘱させていただきます。西脇享子様を解嘱し、西宮市附属機関条例第2条第5号により根岸直代様を委嘱するものがございます。</p> <p>交代の理由は、西宮市PTA協議会の組織改編のためによるものがございます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>

重松教育長	<p>よろしいですか。なければ採決に入ります。</p> <p>議案第21号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>報告第8号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>教育人事課長、お願いします。</p>
教育人事課長	<p>報告第8号「人事に関する件」は、令和元年6月1日付人事異動について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、5月23日に承認したことを報告するものでございます。</p> <p>今回の異動対象の調理員は、平成31年3月26日より、メンタル不調により業務継続が困難となったため休職となり、平成31年4月1日付で教育総括室付としておりましたが、病状が軽快したことから、お手元の資料の人事異動表のとおり調理員として学校現場に復帰をいたしました。以上、よろしくお願いします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第8号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>報告第9号「学校医の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「学校医の解嘱及び委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第9号をご覧ください。</p> <p>香櫨園小学校及び浜脇幼稚園の耳鼻咽喉科学校医の解嘱及び委嘱をするに当たり、令和元年5月27日に、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により決定しました。第3条第3項の規定によ</p>

重松教育長	<p>り西宮市教育委員会に報告いたします。</p> <p>学校医交代の経緯につきましては、診療所の閉鎖に伴って学校医辞退の申し出がありました。以上、ご報告させていただきます。</p> <p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第9号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第10号「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第10号をご覧ください。</p> <p>西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱をするに当たり、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により、令和元年5月16日に教育長の臨時代理により決定いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>西宮市学童等腎臓検診審議会委員につきまして、前任者は遠方に勤務のため、辞退の願い出により、平成31年3月31日付の解嘱をいたしました。このたび後任者が決定したため、5月16日付委嘱を行います。</p> <p>任期は令和元年5月16日から令和2年6月30日までとなります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第10号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

重松教育長	異議なしと認め、承認します。 次に、報告第11号「学校給食審議会委員の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。 学校給食課長、お願いします。
学校給食課長	報告第11号「西宮市学校給食審議会委員の解嘱及び委嘱の件」につきまして、ご報告を申し上げます。お配りしております資料をご覧ください。 本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食のあり方や管理運営について、調査及び審議をしていただく常設の審議会でございます。 このたび、平成30年3月20日付で委嘱しました西脇委員より辞職の願い出がございましたので、任期の途中ではありますが、令和元年5月23日付で解嘱いたしました。また、西脇委員の後任につきましては、同じ所属団体であるPTA協議会から推薦をいただき、翌日の5月24日付で源中依子様へ委員委嘱しております。これらにつきましては、本審議会が常設である関係上、欠員補充を急ぐ必要がありましたので、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理による決定を行っております。 なお、任期につきましては、前任者の残任期間となることが条例で定められておりますので、令和2年3月19日までといたします。報告は以上でございます。
重松教育長	説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。では、なければ採決に入ります。 報告第11号については、これを承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)
重松教育長	異議なしと認め、承認します。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが傍聴の方は、ここで退出をお願いいたします。 (傍聴者退出)
重松教育長	では、再開します。

学校施設計画課 長	<p>議案第 22 号「尼崎養護学校耐震補強および施設等改修工事に係る工事請負変更契約締結に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>学校施設計画課長、お願いします。</p> <p>議案第 22 号につきまして、ご説明いたします。</p> <p>西宮養護学校の校舎改築に当たりまして、改築工事中に仮移転先として使用する旧尼崎養護学校につきまして、耐震補強及び施設等改修工事を進めておりましたが、施工箇所である外壁や床等の内部の劣化部分が想定以上に多くあることが判明し、耐震補強工事に伴うモルタル補修や内部の補修箇所を追加したことなどにより、工事費を増額する必要が生じたため、変更契約を行うものです。</p> <p>今回の変更契約に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき提示すべき意見について、議案書を 1 枚めくっていただいた別紙に記載しておりますとおり、変更契約を締結することについて異議はありませんというものでございます。</p> <p>2 枚目に 6 月市会議へ提出する議案書の案を添付しております。</p> <p>原契約の目的と契約の相手方は記載のとおりです。</p> <p>変更事項は、契約金額について 1 億 8,543 万 6,000 円を 1 億 9,504 万 2,404 円とするものです。これによりまして、960 万 6,404 円の増額となります。変更契約の理由等につきましては、記載のとおりです。</p> <p>なお、このことによる工期の延長はなく、当初の計画通り、今年度 8 月 16 日の竣工予定となっております。</p> <p>続きまして、次ページに尼崎養護学校の付近見取り図で、工事場所を示しております。</p> <p>次の 3 枚目に配置図と工事概要を添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>校舎の名称を記載しているのが既存棟で、右側に建物概要と設計変更概要を記載しています。耐震補強におきましては、鉄骨ブレースを取りつけ、補強を行う場所である建具の周りに追加でモルタル補修を行い、内壁や外壁におきましては、劣化した部分が想定より多くあったため、補修箇所を追加することのほか、床材の追加工事をするなど、改修工事につきまして設計内容を変更しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p>

重松教育長	<p>よろしいですか。なければ、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 2 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>報告第 1 2 号「令和元年度 西宮市一般会計補正予算(第 1 号)(6 月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告第 1 2 号「令和元年度西宮市一般会計補正予算(第 1 号)の 6 月定例会教育委員会所管分」について、ご説明いたします。</p> <p>議会への予算案の提出に当たりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会としての意見を決定する必要があります。</p> <p>本件につきましては、議会に上程する期日の関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、6 月 3 日付で決定いたしましたので、本日、同条第 3 項の規定により、これを報告させていただきます。</p> <p>それでは、資料の 3 ページ目をご覧ください。歳入歳出予算補正の表です。</p> <p>上の表は歳入予算で、一番下の合計欄に記載のとおり、64 万 4,000 円を増額し、補正後の額を 31 億 3,012 万 5,000 円とするものでございます。</p> <p>下の表は歳出予算で、一番下の合計欄に記載のとおり、歳入と同額の 64 万 4,000 円を増額し、補正後の額を 233 億 4,617 万 9,000 円とするものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。歳入補正予算の明細でございます。</p> <p>詳しくは、後ほど歳出でご説明いたしますが、県からの委託事業である、「教育課程研究指定校事業」及び「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント展開事業」の実施に伴い、県委託金を増額するものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。歳出補正予算の明細でございます。</p> <p>中ほどの段、「指導助言関係事務経費」は、一番右の説明欄に記載のとおり、「教育課程研究指定校事業」として、兵庫県を通じ、国立教育政策研究所の研究指定を受け、教育課程及び指導方法について調査研究を行うもので、謝金に係る報償費や先進市視察に係る旅費など、36 万円増額するものです。</p> <p>一番下の段、「学校体育推進事業経費」は、一番右の説明欄に記載のとおり、「オ</p>

	<p>リンピック・パラリンピック・ムーブメント展開事業」として、県の指定を受け、県ゆかりのオリンピック・パラリンピック選手等の技術や経験に触れる機会を設けるなど、児童生徒のスポーツに親しむ態度の涵養や国際理解の促進を図るもので、報償費・消耗品費合わせて28万4,000円を増額するものです。</p> <p>なお、いずれの事業も補助率は10分の10で、西宮浜小学校・西宮浜中学校での実施を予定しております。説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣委員	<p>「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント展開事業」というのは、これ、国がお勧めの事業なんですか。それとも西宮で考えて、こんなやりたいですとやるんですか。</p>
学校教育課長	<p>これらの事業につきましては、国の事業でございます。29年度から開始しております。</p>
側垣委員	<p>西宮ゆかりのオリンピック選手等にいろいろと教わったりとか、そういうことですか。</p>
学校教育課長	<p>学校の方が、ただいま計画について詰めている段階でございますが、秋の体育大会を中心として、9月から12月までにかけて、オリンピック・パラリンピックについて学んでいき、体育的なことに関心を持たせながら、途中そうした選手の方に講演会などに来ていただいて、お話を伺って、興味関心を高めるという形で考えているところです。</p>
藤原委員	<p>西宮浜小中で実施ということなんですが、全市的に子供たちが触れる機会などはないのですか。</p>
学校教育課長	<p>オリンピック・パラリンピックに関してというところでしょうか。</p>
藤原委員	<p>そうですね、はい。</p>

学校教育課長	こちらの事業につきましては、その該当校ということになっていきますけれども、オリンピック・パラリンピックに関しましては、関心の高いところでもありますので、それぞれの学校の方での取り組みというところになるかと思えます。授業等で触れていくこととなります。
重松教育長	今回、西宮も一応、オリンピックの聖火ランナー走ることになってますので、一人200メートルで12人。それは、一人だけ西宮市の推薦で後の11人は向こうがやってくれるという。後、沿道をどうするのかということで、今度は市として児童だとか、一般の市民だとかに応援というかお願いすることになると思うので、そのところで多分、事業の持ち出しは市がしないとイケないと言われてます。その対応に今後なってくると思えます。その中で、オリンピックのいろんなことを説明するというのを全校的にやっていかないといけないかと思えます。ちょうど1964年のオリンピックのときは、確か、授業なしでテレビをずっと見てたのを覚えています。あのころ体育館に、テレビ一つだけしかなかったから。
側垣委員	でも西宮を走るときに、準備してたけど雨風で中止になった。
重松教育長	そうです。台風で実際はこなかったんです。だからあの人たちが、2年前だったか来て、今度は走るようになったら走らせてくれって言われたけど、それは私の管轄じゃないので、断った経緯があります。
藤原委員	せっかくオリンピック選手などがお見えになるんだったら、できるだけ広い大きい機会を与えてあげたらいいのにと思えます。
重松教育長	そうですね。
側垣委員	中連体とか小連体でやってもらったら、全市的に子供たちが一堂に会しますから。
重松教育長	でも小連体、中連体に来てもらっても、今年しかないもので、来年はもうオリンピック終わっちゃうので。啓発とか後については、またやっていきたいと思えます。ほかにはございませんか。
前川委員	オリンピックとパラリンピックについては、それぞれの理念をしっかりと各学校

	<p>が教育の中に落とさないで、さっきのムーブメントを、別に西宮ゆかりじゃなくても、子供たちの育ちに、未来に生かせる。私は貢献できることなら兵庫県にゆかりでも全国にゆかりでもいい、これは世界全体の施策だと思ってる。芸術についても同じようなことを国はやってますよね。</p> <p>それと後、西宮は西宮でアスレチックリエゾンなどいろいろなことは、これまでも学校教育と連携しているの、それぞれが縦割りになるのではなくて、いろいろなことができる。学校単独でも、母校のそれぞれの学校の卒業生でオリンピックを目指した子たち、パラリンピックに出場した子たち、そういう子たちはいる。そういう子たちが、いつも私言いますが、畑中和みたいに車椅子マラソンの世界チャンピオンが小学校を訪ねて授業に参加してくれたり、そういうこともあるので、ぜひどの学校も情報連携しながら、花開けばよいなど。そういうオリンピック・パラリンピック教育が西宮で展開するようにと願っています。意見です。</p>
重松教育長	ありがとうございます。
長岡委員	<p>それに加えてですけれども、パラリンピックとかオリンピックというのは、トップスポーツとかトップ選手の祭典であるけれども、これをきっかけにスポーツなど運動の文化であるとか、それから必ずしもトップアスリートになることだけがスポーツの目的ではなくて、スポーツを楽しむ、あるいは見る、それから支えるというようなことも、スポーツのかかわり方なんだっていうような教育も必要なのではないかなと思います。そのあたりもよろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>これについては、また、オリンピックまでになるのかな。よろしく願いします。よろしいですか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第12号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、一般報告①「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱の地区指定見直しについて」を議題とします。</p> <p>学校施設計画課長、お願いします。</p>

<p>学校施設計画課 長</p>	<p>「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱の地区指定見直しについて」の資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、表紙を 1 枚めくっていただきますと、本指導要綱の概要について記載しております。良好な教育環境を保全するために、児童・生徒の受け入れが困難または困難となることが予測される学校区を公表するとともに、一定規模以上の戸数を有する共同住宅などの住宅開発に対して、延期や中止、計画の変更などを求めています。</p> <p>教室不足の状況であるとか、校区内の開発可能な土地の状況などによりまして、現在、「予測地区」、「監視地区」、「特別監視地区」、「準受入困難地区」、「受入困難地区」という 5 段階の地区を指定しまして、住宅開発業者に協力を要請しております。</p> <p>2 番の「地区指定の定義」で五つの地区指定の定義を載せておりますが、今回、地区指定の見直しを予定しておりますのが、「予測地区」と「特別監視地区」になりますので、「予測地区」と「特別監視地区」について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、「予測地区」の定義でございますが、児童・生徒数が今後ピークを迎え、または、横ばいの状況が続くものと予測され、普通教室の確保が難しいものの、仮設校舎の設置等による対応が可能である通学区域と定義しております。</p> <p>将来において強化の可能性がある地区として、事前に事業者等へのアナウンスをしておくものになります。</p> <p>これが 2 段階厳しくなりますと、「特別監視地区」となります。</p> <p>通学区域内に大規模な住宅開発の可能な土地などが存在し、児童・生徒数が急増すれば、仮設校舎の設置などによる対応が困難となることから、住宅開発の状況を監視するとともに、上限戸数を定めることにより大規模な住宅開発を抑制する必要がある通学区域と定義しております。</p> <p>開発抑制の内容に関しましては、一定規模以上の開発につきまして、開発面積に応じて算出した戸数を超えない協力を求めるとともに、容積率に応じて算出した戸数を超えない協力を求めています。</p> <p>一般的な容積率 200% の地域の場合は、50 戸の制限をつけることになります。</p> <p>それでは、2 ページをご覧ください。</p> <p>今回、地区指定の見直しを行います。1 の「改正の概要」としましては、年に 2 度、児童数推計などに基づきまして、必要に応じて地区指定の見直しを行って</p>
----------------------	--

	<p>るものです。今回、地区指定強化として 1 地区、地区指定緩和として 1 地区の見直しを考えております。</p> <p>まず、地区指定の強化としては、上甲子園小学校区について、「監視地区」から「特別監視地区」への変更を予定しています。</p> <p>ご覧のとおり、令和元年度には学級数 21 学級、児童数 683 人ということですが、令和 7 年度には 24 学級、児童数 725 人になる見込みです。</p> <p>校区内には、大規模な住宅開発が可能な土地があることから、今後さらなる開発により、児童数が急増した場合には、仮設校舎等での対応が困難となるため、「特別監視地区」に指定を強化する必要があると考えております。</p> <p>次に、地区指定の緩和としては、浜脇小学校区について、「予測地区」から地区指定の解除を考えています。</p> <p>令和元年度では学級数 29 学級、児童数 981 人のところ、今後 6 年間で 6 学級、248 人減少する見込みであることから地区指定の解除を考えております。</p> <p>最後に 3 ページ、3 番の変更後の地区指定の状況ですが、「準受入困難地区」と「受入困難地区」には変更箇所はないことから上段 3 地区の表のとおりとなります。</p> <p>「予測地区」は浜脇小学校区が、地区指定解除となることから現在の 5 地区から 4 地区へ、「監視地区」の上甲子園小学校区が「特別監視地区」となることから現在の 3 地区から 2 地区へ、「特別監視地区」は、そのため現在の 2 地区から 3 地区へ変更となります。</p> <p>この地区指定の変更につきましては、7 月下旬に公表し、10 月 1 日から実施する予定です。今回のとおり地区指定の見直しを行い、引き続き良好な教育環境の保全に努めてまいります。説明は、以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原委員	<p>上甲子園小学校区の大規模な開発予定というのは、恐らくビール工場跡だと思うんですけど、あそこって何年か前からずっと空いていると思うんですけど、今回、このタイミングで地区が変更になるっていうのは、何らかの契機があったんでしょうか。</p>
学校施設計画課長	<p>今回のこの大規模な開発可能な土地として想定しておりますのは、森永乳業の工場が昨年、操業停止という報道がありまして、それを受けたものになります。</p>

藤原委員	ありがとうございます。
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。ご質問がなければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に一般報告②「児童・生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。</p> <p>以上をもちまして、一般報告②を終了します。</p> <p>以上で、予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>では、これもちまして、第3回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>